

「慈悲深い帝国主義」とヘンリー・スティムソン

——アメリカの1920年代におけるニカラグアおよびフィリピン政策——

中 沢 志 保*

“Benevolent Imperialism” and Henry Lewis Stimson:
Focusing on American Interventions in Nicaragua and the Philippines in the 1920s

Shiho Nakazawa

要　旨 本稿は、20世紀前半期のアメリカにおいて主要な対外政策の立案と決定に関与したヘンリー・スティムソン（Henry L. Stimson）を引き続き考察するものである。特に、19世紀末から1920年代におけるアメリカの帝国主義政策を概観し、スティムソンが直接かかわったニカラグアおよびフィリピン政策を考察する。中米やフィリピンに対するスティムソンの姿勢は、基本的には宗主国の利益や立場を最優先させる当時の帝国主義的な政策を反映するものであった。しかしその一方で、この時期のスティムソンには、他の政治指導者にはない際立った特徴が認められる。例えば、軍事介入を抑制し、現地指導者との交流を深めようとする姿勢である。その独特の外交スタイルの背景を検証し、その後のスティムソン外交との関連を考察する。

キーワード ヘンリー・スティムソン, ニカラグア内戦, フィリピン総督

I はじめに

本稿は、20世紀前半期のアメリカにおいて、陸軍長官、国務長官、大統領特使などといった立場で主要な外交の立案と決定に関与し、現代アメリカの政治・外交の基礎を築いた人物のひとりであるヘンリー・スティムソン（Henry L. Stimson）を引き続き考察するものである¹⁾。ここでは特に、19世紀末から1920年代におけるアメリカの帝国主義政策を概観し、スティムソンが直接かかわったニカラグアおよびフィリピン政策を検証する。

米西戦争²⁾以降アメリカは、パナマ運河の支配、中米諸国への度重なる軍事介入、キューバの保護国化、フィリピンの領有、といった形で勢力圏を拡大し、いわゆる帝国主義の時代に突入した。パナマ運河の建設権と管理権を獲得したセオドア・ローズヴェルト（Theodore Roosevelt、以下、T. ローズヴェルトと記す）第26代大統領や、キューバ憲法にプラット修正（the Platt Amendment）³⁾を書き入れ、同国にアメリカの干渉を認めさせたルート（Elihu Root）第41代陸軍長官は、ともにスティムソンが「手本」とした人物である⁴⁾。これらの指導者とほぼ同質の政

* 本学教授 国際関係学

治認識をもっていたと考えられるスティムソンは、1927年春、大統領特使としてニカラグアに赴き同国の内戦の収拾を試みた。また、1928年3月、アメリカ統治下のフィリピンに総督(Governor General)として着任し、約1年間植民地政策に携わった。スティムソンは、間違いなくアメリカの帝国主義政策の直接的な推進者の一人だったと言えよう。

中米やフィリピンにおけるスティムソンの政治的立場は、白人優位の人種觀、国益を優先させる膨張主義、被支配地域に対する重層的かつ巧妙な支配、など帝国主義の時代を反映する典型的な特徴を備えていた。前述のT.ローズウェルトやルートだけではなく、同時代の列強諸国の政治指導者とも共通する立場であると言って差し支えないだろう。

しかし同時に、この時期のスティムソンには、他の政治指導者と比べるとより際立った特徴が認められる。それは、植民地や被支配地域を子どもにたとえる「父親的温情主義(paternalism)⁵⁾」であり、軍事介入よりも外交的手段を重視する姿勢である。また、第一次世界大戦後の国際関係におけるアメリカの指導的役割を強く意識し、中米、カリブ海、太平洋などの諸地域において戦略的拠点を構築する意図を抱いた最初の高官の一人でもあった。

古典的な帝国主義者と現代的な戦略家の両方の顔を併せ持つスティムソンのこの時期における外交を大まかに振り返れば、軍事介入の極小化を目指した点がまず確認できる。1927年4月、内戦終結のため大統領特使としてニカラグアに派遣されたスティムソンは、到着3日目の朝に、アメリカ軍による無益な軍事介入は避け、ニカラグアの自治を導く形での「建設的な介入(constructive American intervention)⁶⁾」方針を打ち出した。後述するが、スティムソンは、20世紀初頭にみられたアメリカ軍による中米諸国への露骨な軍事介入の効果に関して極めて懐疑的であった。

スティムソンの植民地外交における第二の特徴は、現地のエリート層との密接な交流である。『スティムソン日記⁷⁾』は、ニカラグアにおける2大勢力（保守派と自由主義派）の指導者や、フィリピンにおける上下両院の有力議員らとの頻繁な協議の様子を記録している。一例を挙げれば、後年フィリピン独立準備政府（コモンウェルス）の初代大統領に就任したケソン（Manuel L. Quezon）⁸⁾上院議長とは、20年近い間交友を深めた間柄であった。スティムソンのこのような交流は、現地との強力なコネを形成するという政治的な意図と無関係ではないだろう。つまり、被支配地域の有力者に親米政権を樹立させ、間接的に支配することで、アメリカは覇権を維持しつつ支配に伴うコストを削減するという発想である。アメリカが冷戦期に西側陣営で展開した「間接統治」の先駆的形態とも説明できると思う。しかし同時に、相手側に敬意を払い不偏不党の立場で協議を進めるという交渉の基本においてぶれることがないスティムソンが、現地の知識人との間に、表面的とは言いがたい信頼関係を醸成していたことも確かである。後述するが、スティムソンは植民地総督への就任を植民地側から強く要請された極めて稀有な行政官であった。

スティムソン外交にみられる第三の特徴は、アメリカ型の政治制度を具体的な政策として導入したことである。次節で詳述するように、ニカラグアにおいては、対立する両勢力の間に立ち、公正な自由選挙の実施の必要性を説いた。権力者側が選挙結果を操作してきたことが、それまでの内戦の最大の要因であったことを認識したためである。また、フィリピン総督に就任すると直ちに、評議会（the Council of State）を発足させ、閣僚級に昇格させたフィリピンの有力議員

を行政に参加させた。

帝国主義の時代を背景に展開されたスティムソン外交は、一応の「成果」をアメリカ側にはもたらしたと言える。ニカラグアでは、内戦を収拾することはできなかったが、スティムソンの調停により親米勢力を拡大させたし、フィリピンにおいては、現地の議会議員や行政官を育成しながら医療・教育・経済重視の政策を実施した結果、太平洋地域におけるアメリカの戦略的拠点作りの進展がみられたからである。また、1920年代のニカラグアおよびフィリピンでの経験は、その後のスティムソンの外交観を形成した。「交渉は率直、友好的に、なおかつ対等に」⁹⁾「信頼こそが信頼を生む」¹⁰⁾といった表現は、スティムソンがニカラグア交渉で繰り返し使ったものであるが、この時期の教訓は、第二次大戦後の対ソ交渉においても生かされていくのである¹¹⁾。

このように、スティムソンの植民地政策は、アメリカ型の政治制度と経済システムを被支配地域に導入し、それらの自治を促進する形での間接統治をめざすという特徴を備えていた。したがって、1920年代におけるスティムソン外交の外觀のみを觀察すれば、アメリカの民主主義と経済体制へのゆるぎない信頼に裏打ちされた外交であったと言えるかもしれない。それではスティムソンは、アメリカの政治制度や経済体制を他地域に移植することに何の疑念も抱かなかつたのであろうか？あるいは、それらを強要する外交が、結果的に何をもたらすと考えていたのだろうか？これらの疑問は、筆者がスティムソン研究において抱き続けているものである。

本論に入る前に、本稿が依拠する主要文献について説明しておきたい。前述の『スティムソン日記』とスティムソンの回顧録¹²⁾は、主要な一次資料である。また、アメリカ国務省の外交文書である *Foreign Relations of the United States* (以下、FRUSと記す) は、アメリカ政府と現地のスティムソンとの間で交わされた文書（ほとんどが電信文）を確認する上で役立った。次に、主な二次資料を列挙する。いずれも、1990年代以降に執筆されたスティムソンの評伝ならびに未刊行論文であり、参考資料、分析手法、考察レベルのどの側面においても一定の評価に値する文献である。マローイ (Sean L. Malloy) の諸研究¹³⁾、シュミット (David F. Schmitz) の『ヘンリー・スティムソン』¹⁴⁾、ホジソン (Godfrey Hodgson) の『陸軍大佐』¹⁵⁾。

II ニカラグア内戦とスティムソンの「建設的」介入

1927年4月4日、ケロッグ (Frank B. Kellogg) 国務長官からニカラグア駐在のアメリカ公使イバーハート (Charles Eberhardt) に電報¹⁶⁾が打たれた。この電報には、1) ニカラグア問題に関して、アメリカ合衆国の方針を明確にすべき時がきたこと、2) イバーハート公使ならびに(ニカラグアに駐留している)ラティマー (Julian L. Latimer) 提督との意見交換が不可欠だが、二人を今ワシントンに呼び戻す状況ではないこと、3) 代わりに、ヘンリー・スティムソン元陸軍長官を大統領特使の立場でニカラグアに派遣すること、4) スティムソンは4月9日に出国し、ニカラグアには2週間程度(実際には約1ヶ月間)滞在すること、5) その間、スティムソンは同公使ならびに同提督と十分に協議すること、6) 任務終了後スティムソンはワシントンに直ちに戻り、大統領と国務長官に報告すること、などの内容が書かれていた。

1) ニカラグア近現代史

国務省がこの時期にスティムソンをニカラグアに送り込んだ事情を理解するためには、同国の近現代史¹⁷⁾を大まかに振り返っておく必要があるだろう。スペイン植民地時代の中米地域は、グアテマラ総監領という行政区でくくられ、ニカラグアはその行政区の一地方に過ぎなかった。グアテマラ総監領は1821年に独立を達成し、その後短期間のメキシコ帝国への編入期を経て、1823年には中米連邦共和国という連邦国家を形成した。中米連邦共和国は、1839年には今日に至る中米5カ国（グアテマラ、エル=サルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ）に分裂するが、その間、改革路線を掲げる自由主義勢力と、教会や大商人の利益を代表する保守勢力とが絶えず対立する状況が続いた。両勢力の対立は、分離独立した5共和国内においてもそれぞれ引き継がれ、ニカラグアの場合もこの基本的な対立軸の中で政権が選択されてきた。

19世紀末に帝国主義の時代が始まると、「北米と南米、太平洋と大西洋の十字路」¹⁸⁾でしかもパナマ運河に隣接するこの地域は、アメリカの重要な戦略拠点と位置づけられるようになった。1890年代、自由主義改革と自立的発展を掲げたセラヤ（José Santos Zelaya）がニカラグアで政権を獲得すると、アメリカは同国の政治に干渉するようになった。そしてセラヤ率いる自由主義勢力の拡大に脅威と不満を抱いたニカラグア保守派は、アメリカに接近した。1909年、チャモーロ（Emiliano Chamorro）ら保守派が反乱を起こすと、アメリカは、この機に乘じて軍事介入しセラヤを辞任に追い込んだ。アメリカは、1911年ディアス（Adolfo Díaz）を大統領とする傀儡政権を発足させ、翌12年には本格的な軍事介入を開始した。ニカラグアの保護国化に反発する反ディアス勢力が、主要都市で戦闘を開始したからである。以降1925年まで、現地アメリカ人の生命と財産を守るという名目で、アメリカ海兵隊が首都マナグアに駐留した。この頃までにニカラグア経済はアメリカ企業に掌握され、国家財政の大枠はニューヨークの金融家が管理していたと言われる。アメリカの典型的な中米支配の形態である。

1924年の選挙で、保守・自由両勢力による連立政権が発足し、保守党のソロルサノ（Carlos Solorzano）が大統領に、自由党のサカサ（Juan B. Sacasa）が副大統領に選出された。この連立政権は、他の中米4カ国とアメリカに承認され、アメリカ海兵隊は、翌1925年8月にニカラグアから撤退した。ところが、この2ヵ月後、保守派のチャモーロがクーデターを起こして政権を奪取し、サカサ副大統領はメキシコからの武器援助を得て反撃を開始した。この内戦に対応すべく、1926年8月アメリカは再び軍事介入に踏み切ったのである。ラティマー提督が特殊部隊の小艦隊を率いてコリント（Corinto）およびブルーフィールド（Bluefields）港に出動したのはこの時点においてであった。同提督を介して試みた仲裁に失敗したアメリカ政府は、1926年11月チャモーロを追放して再びディアスを大統領に就任させた。ここに、アメリカの支援するディアス保守党政府軍対メキシコの支援する自由党反乱軍というニカラグア内戦の構図が完成した。

1926年末から翌年の2月ごろまで、イバーハート公使から国務省に、深刻なニカラグア状況を伝える電報が頻繁に送られた。「ニカラグアをメキシコの支配下におくより、劇的な手段による外国勢力の介入の方が望ましい」（1926年12月31日）¹⁹⁾、「メキシコの軍事支援を受けた遠征部隊が上陸したら、アメリカ人を含む外国人の安全を守れない」とディアス大統領から通告された」

(1927年1月4日)²⁰⁾, 「ニカラグア政府の守備隊が反乱軍によって駆逐された。完全な介入無しには秩序の回復は望めない」(同年2月16日)²¹⁾。スティムソンの派遣は、以上のような状況下で決定されたのである。

2) スティムソン特使

ニカラグアに発つ2日前、スティムソンはクーリッジ(Calvin Coolidge)大統領やケロッグ国務長官と入念な準備会議を開いた。公式文書(FRUS)には記載されていないが、『スティムソン日記』には詳細な会合記録が記されている²²⁾。この会合記録を読むと、アメリカの対ニカラグア政策の骨組み見えてくる。スティムソン(S)の質問に対して大統領(C)が答えるという形で行われたこの会議での主な内容は以下の通りである。

- 1) (S) ディアスを大統領として承認する点で変更はないか?
(C) 変更はない。
- 2) (S) この内戦でサカサ反乱軍が勝利しても、アメリカは政権として承認しない立場でよいか?
(C) その通りだ。
- 3) (S) 軍事行動は回避したいというのがアメリカ政府の方針と解釈してよいか?
(C) その通りだ。
- 4) (S) (アメリカが監督するであろう1928年の)選挙で、自由党が勝利したらアメリカはどう対応するのか?
(C) (即座に) 自由党が勝利する結果を回避する手段はない。選挙は公正に実施されなければならない。選挙結果は受け入れる。
- 5) (S) ニカラグア公使が「軍事介入以外のあらゆる努力がなされたが、反乱軍の武装解除ができなかった。あとは(アメリカ軍が)介入する手段しかない」と結論付けたらどう対応するのか? そのような場合は、不本意ながら(軍事)介入という手段に同意するという判断でよいか?
(C) よい。
- 6) (S) (1928年の)選挙の結果、アメリカによる財政管理の継続を受け入れる勢力が勝利した場合、アメリカ人徴税官が国庫を預かるというような誓約を交わしてもよいか?
(C) よい。

以上の記録から読み取れるように、アメリカ政府は基本的には軍事介入を回避しつつニカラグア支配を継続しようとしていたことが分かる。また、1928年に予定されていた選挙を実施するまでは傀儡政権を温存させるが、選挙結果がたとえアメリカが望むものでない場合でも受け入れなければならないことを、大統領に認めさせた点は重要である。八百長選挙がまかり通る状況においても、「選挙は公正に実施され、その結果は操作されてはならない」という信念を堅持したス

ティムソンの姿勢がよく現れている。しかし同時に、選挙前に、反乱軍に武装解除を求める、それが受け入れられない場合は軍事介入をも辞さないという強硬姿勢も存在したことは明らかである。

大統領と国務長官の意図を確認した上でニカラグアに到着したスティムソンは、前述のように、滞在3日目（4月19日）の朝、イバーハートと朝食をとりながらの打ち合わせ会議の席上、アメリカがとるべきニカラグア政策に言及した。スティムソンによれば、この時点でのアメリカの選択肢は次に3点に絞られた。1) 流血の革命状況を静観する。2) 無益な軍事介入を試みる。ただし、前例を見る限り軍事介入してもニカラグアの政治的安定は望めないだろう。3) 自治を導く形での建設的な介入を行う。具体的にはアメリカ監督下での選挙を1928年に実施する。この段階で、スティムソンが第3の手段を選択しようと決断していたことは明らかである。彼は、ニカラグア問題の解決において、軍事介入という手段がほとんど役に立たないことを明言したのである。

滞在4日目（4月20日）、スティムソンは、イバーハート公使を介して最初の報告を国務省に打電した²³⁾。

この4日の間に、イバーハート公使、ラティマー提督、ディアス大統領およびニカラグア政府内の数人の閣僚、自由主義勢力の主要メンバー、など様々な人々と協議し、以下のような状況を確認した。

- 1) 国務省は、ディアス政権の能力を過大評価している。ディアスは反乱軍を鎮圧できていない。反乱軍を一時的に押さえつけることができても、ゲリラ活動は続くであろう。（反乱軍の主力である）モンカダ（José María Moncada）勢力は、適切な決着を示さなければ戦いを止めないであろう。つまり、アメリカの支援無しにニカラグアの平和は回復できない。
- 2) ディアスを1928年の任期までは最高行政官として承認するという立場は変えない。
- 3) 1928年の選挙をアメリカが監督するという提案に関しては、私との協議に応じたすべての者が合意した。
- 4) 公正な自由選挙の実施が中米諸国全体の課題であるとする1907年および1923年の合意²⁴⁾を再確認する必要がある。クーデターによる政権交代を禁止するためである。
- 5) 自由党の反乱軍を早期和平に導く方法は、1928年の選挙はアメリカが監督し、そのためにアメリカの警官隊を導入するという計画を伝えることである。また、アメリカは選挙後も一定期間監督を継続し、その間にニカラグア人に政治教育を施すことも肝心である。1912年に行なったようなむき出しの軍事介入は無意味である。アメリカ軍が撤退したあと25日しか平和が続かなかったではないか。
- 6) 選挙管理に伴うリスクと困難も十分に理解しているが、アメリカ議会の承認が得られるよう入念な準備を進めたい。
- 7) 私が最終報告を出す前に、大統領が選挙監督に反対するようなことがないよう切に願うものである。

着任時からスティムソンが、現地のアメリカ高官らと協議するだけでなく、対立勢力双方の当事者たちと直接話し合っていたことが分かる。特に注目したいのが、ニカラグア政府の閣僚パソス (Cuadra Pasos) との選挙に関する率直なやり取り（4月18日）²⁵⁾と、同政権と対立する自由党的リーダーたちとの話し合い（4月18日と20日）²⁶⁾である。

4月18日に行われたパソスとの会合では、興味深い会話が交わされていた。「(ニカラグアの)すべての選挙は政権与党の統制下にあった。長年、選挙は暴力と権力に支配されてきたが、現在は詐欺に支配されている。そして選挙に敗れた政党は革命を企てる」と自国の選挙の歴史を述べたパソスに対して、スティムソンは「ニカラグア自身が公正な選挙を運営できるのか?」と強く問いただしている。スティムソンがさらに「ニカラグア人にはスポーツマンシップの精神が必要だ」と述べると、パソスはスポーツゲームにおける（試合の勝敗には介入しない）「審判」の役割に言及している。「審判」に関してパソスは具体的には説明していない。しかし、自国の選挙実態に多くの問題があることを認めながらも、アメリカの介入に対して完全に受身の姿勢をとっていたのではないことは確認できる。

4月18日と20日に行われた自由党的リーダーたちとの数回の協議で最も重要な点は、ディアスを1928年の選挙までは大統領として認めるとするスティムソン（アメリカ政府）の立場と、それを否定する自由党との立場が明確になったことである。スティムソンは「(サカサが大統領であるべきだという)自由党の意見を変えようとは考えていないが、アメリカ大統領はディアスをニカラグア大統領として承認している。従ってこの種の話し合いは不毛だ」と述べて、この点でアメリカ側が妥協しないことを明確にした。また、スティムソンはこの後に語気を強めて「権力側が選挙を支配する慣習が中米諸国における疫病であり、自由選挙のみがその治療方法となる。自由党はアメリカが監督役の選挙の実施を拒むのか?」と詰め寄るシーンが記載されている。

4月23日、国務長官への2回目の報告が打電された²⁷⁾。この報告書では、反乱軍の勢いが増し、武装盗賊も激増していることから、ニカラグアは無政府状態に近づいている点がまず述べられ、ディアスとの前日の会合での合意事項が列挙されている。

- 1) 来年度の農作物の収穫を確保するため、種まきシーズンの前に和平の確立が必要である。また、両勢力の武装解除とアメリカによる兵器管理が不可欠である。
- 2) ニカラグア政府による恩赦（追放者の帰還と没収財産の返還）を実施する。
- 3) ディアス政権内に自由党の閣僚を入れる。
- 4) 超党派の国家警備隊（a Nicaraguan Constabulary）を設立する。
- 5) アメリカ監督下で1928年の選挙を実施する。
- 6) 海兵隊を選挙後もしばらくの間駐留させる。

スティムソンは、以上の6項目の内容を、自由党的メンバーを通じてサカサにも提示した旨も報告している。そして「サカサが申し入れを拒否した場合は、ニカラグアを無政府状態にしたまま撤退するか、海兵隊が反乱者を強制的に武装解除するしか選択肢はない」と述べた。

この電報が打電された日の前日（4月22日），スティムソンはディアスだけでなく，自由党のリーダーたちとも協議していた²⁸⁾。ディアス政権からの合意を得た前述の6項目に関して，反対勢力からも合意を得ようとしたのである。スティムソンは，保守党のディアス政権がアメリカ側の提案を受け入れたことを自由党のメンバーに伝え「自由党には残念ながら融和的姿勢が見られない」と述べた。さらに，「私が滞在中に自由党が軍事的威圧行動を起こすとの噂も伝わっている。老兵として強調しておきたいことは，私はそのような脅しには影響されないということだ」と強い口調で相手側を批判した。その上で，自由党のリーダーたちに，アメリカ監督下の選挙を受け入れるか，あるいは内戦を継続させるのかの二者択一の選択を迫ったのである。スティムソンのこの姿勢に押された形で，自由党のメンバーはサカサ宛の手紙（電信）を書いた。この手紙で，スティムソンがサカサの指名する自由党の代表と直接交渉する意志をもっていることが伝えられた。ここに，反乱勢力の代表者であるモンカダとスティムソンとの会談の基礎が整えられた。

3) ティピタパ会談

モンカダ将軍との会談は，5月4日ティピタパ（Tipitapa）で開催された。反乱軍の事実上の最高指揮官との直接会談に備えて，4月30日，国務省はスティムソンに交渉における最大限の自由裁量（the widest discretion）を与え，最後の手段としてディアス解任という手段も除外するなどの指令も出していた²⁹⁾。交渉の山場を迎えるにあたり，事態の打開を最優先するアメリカ政府の姿勢が確認できる。また，スティムソンに対して全幅の信頼を寄せていたことも読み取れる部分である。本国政府からの最大限のフリーハンドを得たスティムソンとモンカダ将軍との会談内容は，当日の夕方には国務省に打電された³⁰⁾。

モンカダは，スティムソンに対し「アメリカの協力無しにニカラグアの平和は達成できない」ことを認めたが，「ディアスに反対して戦い命を落とした者のことを考えると，ディアスの（1928年選挙までの）留任には賛成できない」と語った。しかし，ディアスの留任以外の条件はすべて受け入れた。つまり，アメリカ監視下での両勢力の武装解除，アメリカによる選挙管理，等を含む休戦協定に調印したのである。スティムソンは，事前に国務省からディアス解任という手段も選択肢に入れよと言い渡されていたにもかかわらず，「ディアスの留任は，アメリカの選挙管理において不可欠の前提」だとするそれまでの姿勢を変えなかった。モンカダが，あくまでもアメリカがディアスを支持するのであれば，サカサと自由主義派を説得してみると最終的には譲歩したことが，翌5日の国務省への報告³¹⁾から確認できる。

「以下は大統領が公表の際に活用できる予備報告である」との書き出しで始まる5月5日の報告は，スティムソンのニカラグアでの任務のいわば総括のような内容になっている。主な内容は以下の通りである。

まず，ディアス大統領が合意した内容に言及している。

- 1) スティムソンを通じて，1928年の選挙管理をアメリカに正式に依頼すること。
- 2) 選挙委員会のメンバーの選出をアメリカ政府に一任すること。

- 3) 超党派の組織による国家警備隊をアメリカ指導の下に設置すること。
- 4) 政府軍の軍隊を解体し、武器をアメリカ軍に引き渡すこと。
- 5) 6月の種まきシーズンに間に合うように和平を実現すること。
- 6) 政治犯の恩赦と国外追放者の帰国を実現させること。
- 7) 国家警備隊の設置までの間、アメリカ海軍の駐留を要請すること。
- 8) 1928年の選挙までの間、自由党との連立政権を実現すること。

次に、自由党との協議結果を報告している。

- 1) 自由党におけるすべての派閥の代表と協議した。
- 2) 自由党のすべての派閥が、アメリカ監督下で1928年の選挙を実施することに合意した。
- 3) サカサ代表団は、和平実現の条件としてディアスの辞任を要求した。
- 4) ティピタパで、モンカダ将軍と会談した。同将軍は、率直かつ誠実であった。
- 5) モンカダ将軍は、政府軍を武力で倒す自信はあるが、それではニカラグアに平和は訪れないと言った。また、ニカラグア国内に、自由党も政府も統制できない武装勢力が拡大しつつあることも認識していた。
- 6) このような状況下では、アメリカが監督する選挙を実施することが最善の方法であることをモンカダ将軍は理解した。
- 7) モンカダ将軍は、サカサ代表団と同様にディアスの辞任を要請したが、アメリカがあくまでディアスを支持するのであれば、自由主義派を説得し、その武装解除にも応じると約束した。

さらに、スティムソンがディアス留任の立場を最後まで維持した理由を述べている。

- 1) 1926年11月、クーリッジ大統領は熟慮の末、ディアスを大統領に据えた。
- 2) ニカラグア政府と協力して1928年の選挙を実施することが現在最も重要なことである。
- 3) このような状況下でディアスの後任を立てようとしたら、新たな派閥争いが生じるであろうと判断した。

最後に、「一部の非妥協派³²⁾」や盗賊らの小競り合いは別としても、熾烈な内戦は終結を迎えるであろう。ニカラグアの政治的ならびに経済的再建のための知的で建設的な計画が今後期待できよう」と結ばれている。

万事計画通りに交渉を成功させたと言わんばかりのスティムソン報告である。しかし、この2日後にスティムソンは自由党の3人のリーダーたちと再び協議していた。しかもこの協議内容に関しては、国務省への報告はアウトラインだけで済ませている。交渉がいつもスムーズに進んだわけではないことを『スティムソン日記』は伝えている³³⁾。

スティムソンは、この日の会議の冒頭で「ディアス政権の存続に関しては、両勢力の合意是不可能であったが、それ以外の措置については自由党側も満足してくれたものと思う」と率直に話を切り出した。さらにスティムソンは、政治犯の特赦、(自由党軍だけでなく)政府軍の武装解除、自由党員の政権内での起用、などの譲歩をディアスから引き出した自らの功績をアピールし

た上で、相手側からの忌憚のない意見を求めたのである。自由党の代表者は、「何を言ってもいい」というスティムソンの言葉に応じるように、「ディアスとの連立政権は受け入れられないだろう」と本音を述べている。さらに「スティムソンは信じられるが、これまでのアメリカ外交には疑問を抱く」とストレートなアメリカ批判を展開した。

4) スティムソンのニカラグア外交

対立する両勢力の間に立ち、すべての要求を吸い上げてそれらを実現することはほとんど不可能であったことは容易に想像できる。また、大統領特使として派遣された以上、アメリカの政府と国民に対し最大限の成果を示さなければならぬと、このときのスティムソンに功を急ぐ気持ちがあったとしても不思議ではない。しかし、そのような制約要因を考慮してもなお、スティムソンのニカラグア外交には評価すべき点があると思う。第一に、軍事介入を極力回避しようとしたことである。露骨な軍事介入がアメリカとニカラグアの双方に無益な結果しかもたらさないであろうことを冷静に分析したのである。

第二に、スティムソンの外交スタイルと呼んでいいような、一方に偏らない交渉過程が挙げられる。すでに考察したように、スティムソンは、対立する両勢力の調停役を務めただけでなく、両勢力の有力者たちと「腹を割った」話し合いを何度も試みた。武装解除や政治犯の釈放といったデリケートな政策に関しても、休戦の成立とほとんど同時に実現させた。スティムソンと両勢力の間に醸成された信頼無くしてあり得なかっただろう。現在のアメリカに寄せられる「二重外交」というような批判は、少なくともスティムソンに関しては妥当性を欠くと考えられる。

第三に、スティムソンが自身の外交方針を常に明確に打ち出したという点が指摘できる。ニカラグアの内戦を収め政治的安定を回復させることができ、大統領特使としてのスティムソンにとっての最優先課題であった。パナマ運河とその周辺地域の独立と安定はアメリカの国益と安全保障に直結する事柄だったからである。その課題を遂行するために、内戦の直接の原因を突き止め、公正な自由選挙の実施こそが内戦の終結と秩序の安定をもたらすと判断した。そして、その現状認識と明確な打開策を、繰り返し対立する双方に提示したのである。

スティムソンには、ニカラグアはまともな選挙も出来ない「子どものような」国と映ったかもしれない。そうであれば、民主主義的な「教育」を施して、立派な大人の国に育て上げるのが、隣接する大国アメリカの義務であると彼は信じたにちがいない。スティムソン外交には、ニカラグアに限らずこの「父親的温情主義」を随所で確認できる。すでに見たように、ニカラグアの選挙実態は民主主義国とは言いがたい特徴を備えていた。理不尽な選挙操作が多くの内戦を誘発したことでも確かであろう。しかし、内戦の原因はそれだけだろうか？ アメリカの政治戦略と資本主義に飲み込まれた中米諸国に蓄積された深い不満をスティムソンはどの程度理解していたのか？ 今日的な意味での途上国のナショナリズムを理解せよと帝国主義時代の指導者の求めるのは難しいが、その高い知性と並外れた高潔性のゆえに周囲から尊敬を集めていたスティムソンであれば、強者の論理に基づいた問題解決には限界のあることを認識できたのではないか？

内戦終結を宣言した5月15日付けの国務省への報告は、ニカラグアにおけるスティムソンから

の最後の打電となり、翌16日の朝、スティムソンは帰国の途についた³⁴⁾。スティムソンは、内戦の終結を宣言してその任務を終了させたが、ニカラグア内戦は実は彼の帰国後に本格化することとなった。アメリカの介入を全面否定し、ニカラグアの主権を回復するために立ち上がった革命家サンディーノ（Augusto César Sandino）が、モンカダ＝スティムソンのティピタパ合意に猛反対し、反米闘争を開始したからである。サンディーノの民族主義的反米闘争は、1932年まで続き、500回を越す戦闘を繰り返した後、1933年ついにアメリカ海兵隊の完全撤退を勝ちとった。サンディーノは、1933年に発足したサカサ政権と和平協定を結んだが、翌34年には米軍から直接指導を受けた国家警備隊の指揮官であったソモサ（Anastasio Somoza García）の指示によって殺された。アメリカの支援に支えられたソモサがニカラグア大統領に就任したのは1937年である。以降1979年まで、ニカラグアがソモサの独裁政権下にあったのは周知の通りである³⁵⁾。アメリカの対中南米政策は、大恐慌後の1930年代に劇的に変化したが³⁶⁾、これによりアメリカと中南米諸国が対等な関係を樹立できたわけではない。今日までの両者の関係をみれば、これ以上の説明は不要だろう。

III アメリカのフィリピン統治とスティムソン総督

1) アメリカのフィリピン支配

19世紀末から半世紀近い間アメリカの統治下にあったフィリピンの近現代史は、アメリカが独立運動を弾圧して勃発した米比戦争（1899～1902年）以降の「緩やかな植民地」時代、1913年から始まったウィルソン民主党政権の時代、1920年代の共和党政権時代、1920年代末の大恐慌から独立が認められた1930年代半ばの時代、の4期間に分類すると分かりやすい³⁷⁾。

周知のように、1898年の米西戦争に勝利したアメリカは、フィリピンの領有権をスペインから引き継いだ。アメリカの当初のフィリピン統治は、独立運動を弾圧した時期を除くと、ヨーロッパ列強の植民地支配とは異なる特徴をもつことから、「慈悲深い帝国主義（benevolent imperialism）」³⁸⁾と呼ばれることがある。経済発展に力点を置き、医療や教育制度の「アメリカ化」³⁹⁾を導入することによって、現地住民の抵抗を抑制する政策が展開されたためである。

大国意識が見え隠れする「慈悲深い帝国主義」は、ウィルソン政権時代になると大きな軌道修正が加えられた。「14か条」⁴⁰⁾で知られるウィルソン大統領は、基本的に反植民地主義の立場をとり、1916年には、フィリピンが安定した政府を樹立した段階でその独立を承認するという内容の「ジョーンズ法（the 1916 Organic Act）」⁴¹⁾を成立させた。同政権下でフィリピン総督を務めたハリソン（Francis B. Harrison）は、ウィルソン大統領の方針を受け、フィリピンの自治化政策を急ピッチで進めた。具体的には、上下二院制議会を発足させ、行政部にも大勢のフィリピン人を起用した。しかし、このような急激な改革はフィリピン社会に大きな混乱も招き、フィリピンは、経済・財政の破綻やインフレに苦しむ植民地に逆戻りする様相を呈した。

1921年にハーディング（Warren G. Harding）共和党政権が発足すると、アメリカのフィリピン行政は再び見直された。共和党政権の立場は、ウィルソン前政権とは異なり、フィリピンに独立を認めるのは時期尚早というものであった。ハーディング大統領は、ウッド（Leonard

Wood) 将軍を拒否権を備える総督として派遣し、フィリピン支配の安定化と強化を図った。アメリカは世界のリーダーとなるべきだという信念を持ち続けたウッドは、スティムソンが最も尊敬した軍人一人で、タフト（William H. Taft）政権下で陸軍長官を務めたスティムソンの強力な後ろ盾になった人物でもある⁴²⁾。ウッド総督は、通貨、銀行、税制、公衆衛生などの部門での改善に努めたが、人種差別的な姿勢から現地指導者からの信頼を得ることはできなかったと言われている⁴³⁾。

病気治療のために帰国したウッドが1927年8月に死亡したため、スティムソンは、彼の後任者として1928年3月にフィリピン総督に着任したのである⁴⁴⁾。しかし彼は、1929年の初頭にはフーヴァー（Herbert Hoover）政権下の国務長官に抜擢され、フィリピンには1年ほどしか滞在していない。スティムソン帰国後の1920年代末から1930年代前半において、アメリカのフィリピン政策は、独立を促す方向へと大きく転換した。このあたりは後で触れる。

2) 「責任ある統治」

前任者のウッドは、死の前年にスティムソン夫妻をフィリピンに招き、その折に前述のケソン上院議長やオスメニヤ（Sergio Osmeña）上院議員などのフィリピン政治家たちに会わせている。フィリピンに6週間滞在したスティムソンは、ウッド総督とともに島々をまわり、多くの現地人と直接言葉を交わした。そして、フィリピンの議員たちが自国の停滞と腐敗を憂いながらも、ウッド総督の強硬な政策には反発していることを感じ取った。ウッドの死後、彼の後任にスティムソンを推薦したのは、このときにスティムソンの知性と指導力を評価したケソンらであったことは有名な話である⁴⁵⁾。

スティムソン総督のフィリピン支配における基本的な立場は、彼自身の言葉を使えば「アメリカの責任ある統治」⁴⁶⁾である。スティムソンはフィリピンの独立自体に反対であったわけではない。しかし、フィリピン人が自立基盤を固める前に独立を認めることは、明らかに宗主国の責任の放棄であると考えていた。アメリカが撤退すれば、フィリピンが膨張政策を推進しつつある国々の「餌食（prey）」⁴⁷⁾になると判断したからである。スティムソンのこの立場は、フィリピンを東アジア政策の拠点と位置づける1920年代の共和党政権のスタンスとも重なる。医療、教育、経済発展に重点をおいた植民地政策は、フィリピンに政治的安定をもたらし、結果的に現地の独立運動を封じ込めることができると考えられたのである。

「責任あるフィリピン統治」を実施するために、スティムソン総督は、現地指導者たちとの密接な協力体制を築き上げた。ニカラグア特使時代に採用した有力な人材との強固なパイプ作りが、フィリピンにおいても導入されたのである。ケソンやオスメニヤとの交流がウッド総督時代から始まっていたことはすでに述べた。両者はウッドの死後、1927年11月ニューヨークのスティムソンを訪れ、次期総督を務めるよう直接要請し⁴⁸⁾、1928年1月末、今度はスティムソンが、ロサンゼルスのサントリウムで結核治療中のケソンを見舞っている⁴⁹⁾。病気がちのケソンと彼をいたわるスティムソンの間に、ある種の信頼関係が醸成されたとしても不思議ではない。スティムソンは、総督就任後しばしばフィリピンの自宅あるいはケソンの寝室でも重要案件を協議していた。

一例を挙げると、1928年10月29日のスティムソン日記は、早朝ケソンが（おそらく議会に向かう途中で）スティムソン宅を訪れたことを記している⁵⁰⁾。この折に、ケソンは自分の病気が再発したことや上院議長の座を退くつもりである旨をスティムソンに告げた（実際には1935年初代コモンウェルス大統領に就任するまで上院議長を務めた）。オスメニヤやロハス（Manuel Roxas）下院議長（第二次大戦後初代大統領）にもまだ話していない内容である。後年、ケソンは「総督の中でスティムソンだけは信頼できた。彼もアメリカ人の高官に寄せる信頼と同様のものを私に対して抱いていた」⁵¹⁾と述べた。再びスティムソン・スタイルの外交を確認できる。ニカラグアでは、すでに見たように、対立する両勢力の双方からの信頼を得たことが、休戦成立の最大の理由であった。フィリピンでも、「信頼こそが信頼を生む」ことを実証した形である。

スティムソン総督のフィリピン行政における法的基盤は、前述のジョーンズ法である。フィリピンの憲法に相当するジョーンズ法の前文には、安定した政府が樹立され次第、アメリカは独立を認めることが謳われている。同法では、三権分立の原則も導入され、特に立法部をフィリピン化することが盛り込まれた。ただし、どの立法においても最終的にはアメリカ大統領の承認が必要であった。一方、行政部の最高責任者は、アメリカ政府が任命する総督とされた。司法においては、フィリピン最高裁の判決はアメリカ最高裁の司法審査に委ねられるとされた。また行政部と司法部のトップ以外はフィリピン人の起用が認められた。ジョーンズ法はつまり、総督の権限を維持し、ケソンのようなフィリピン人の政治リーダーを評価・活用するということを目指したものである。スティムソンは、厳格にこのジョーンズ法の規定を実践したと言えるだろう。

スティムソンは、回顧録の中で初期のフィリピン行政を3段階に分けて解説している⁵²⁾。第一段階は、スティムソンが議会の第一党から閣僚を指名するまで、第二段階は、閣僚に発言権を与えるまで、そして第3段階は、評議会（Council of State）を復活させるまでである。評議会はウィルソン民主党政権下で設立され、共和党政権下でウッド前総督が廃止していたものである。スティムソンは、民主・共和の党派を超えた立場で発言し行動することがあるが⁵³⁾、フィリピン評議会の復活もその一例と考えられる。現実主義者であるスティムソンは、アメリカにとって最善のフィリピン統治は何かという視点から、党派を超える合理的な政策を打ち出そうとしたのである。

では、評議会ではどのような問題が協議されたのか。1928年10月27日の午前9時半から開催された評議会の内容を一例として挙げよう⁵⁴⁾。スティムソン総督、ケソン上院議長、オスメニヤ上院議員、ロハス下院議長、6名の各省長官、およびオブザーバーである2名のアメリカ人補佐が出席したこの日の評議会では、予算、医療関連の法案、ジャワ島で開催される科学会議への参加、少年裁判所の設立、警察学校の設立、（輸出产品としての）マニラ麻の栽培、などに関して具体的な審議がなされた。医療・衛生部門の整備、教育および研究の推進、司法制度の確立、経済発展への模索といったフィリピン行政の主要項目を評議会で取り上げていたことがまず確認できる。特にこの日の評議会で重点的に取り上げられたのが、地方各地に診療所を設置するための予算に関するものであった。予算確保のための法整備を早急にせよというスティムソン総督の発言に、ロハス下院議長が法律の制定が間に合わない場合は、充当法（appropriation law）で対応すればい

いと提案した。この提案は、ケソンの合意を得て、診療所の設置案は実現の方向で受理されたのである。評議会が実質的な審議権と決定権を備えていたことが分かる。

フィリピンの経済発展を促進することは、スティムソンが総督の就任演説（1928年3月1日）⁵⁵⁾で掲げた目標の一つであった。「教育の充実も衛生の改善もすべて金がかかる」からであると演説で説明している。同演説を読むと、この現実的な理由に加えて、スティムソンが政治的自由と経済発展は不可分のものという認識をもっていたことが確認できる。演説は最後の部分で「個人の自由と自治が確立している社会や国において、産業や通商の分野で高度の発展が見られるのは明らかである。また、そのように経済が発展している社会や国においてのみ、平均的な市民が現代文明の成果である個人的な満足と教育の機会を享受することができる」と結んでいる。若干抽象的な表現ではあるが、明らかにアメリカ資本の導入を念頭においた内容である。この就任演説の翌日の会見⁵⁶⁾においてこの点が少し具体的になる。スティムソンは、1) 砂糖の作りすぎや麻栽培での失敗を防ぐために、栽培作物の多様化を促進することと、2) 産業における電力の導入を提案した。特に後者の提案は、アメリカの電力会社にフィリピン進出の機会を与えるものであった。

3) 自治と独立

すでに述べたように、スティムソン総督のフィリピン行政は、帝国主義時代における共和党政権の東アジア政策という大枠の中で理解すべきものである。つまり、自治化を推進することによってフィリピンを間接的に支配し、アジア・太平洋地域における通商ならびに軍事上の拠点を築くという戦略が背景に存在したと考えられる。具体的には、医療・教育の改善やアメリカ資本を呼び込んだ経済開発といった分野に力点が置かれ、政治的に安定した植民地の運営が目論まれた。T. ローズヴェルトやルートに見出され、ウッドを尊敬したスティムソンは、アメリカが植民地で果たす指導的役割に関して何の疑念も抱いていなかった。この意味において、スティムソンは紛れもなく帝国主義者である。しかしそうだからといって、スティムソン総督がアメリカの政府や議会の方針に常に従順であったわけではない。最も顕著にこのことを確認できるのがフィリピンの独立問題をめぐる言動である。

スティムソンのフィリピン独立に対する姿勢は、総督就任の当初から明確に示されていた。1928年3月2日の日記⁵⁷⁾には、独立問題についてスティムソンがフィリピン議会を代表する二人（オスメニヤ上院議員とロハス下院議員）と協議した様子が記されている。スティムソンは、自身の立場と二人の立場が似ていると説明している。オスメニヤとロハスの両者がフィリピンの独立を求めながらも、即時独立の姿勢を掲げることなくアメリカとの密接な関係を重要視していたからである。スティムソンは、自分も含めてほとんどのアメリカ人は、時がくればフィリピンは独立すべきだと考えているが、独立を問う一般投票を拙速に実施することには反対すると述べた。一般投票を行えば、フィリピンの人々は結果について判断することなく独立に賛成するに違いないからだとその理由を挙げている。そして、スティムソンのこの意見に二人の議員も同意した。

1929年1月6日、スティムソンとケソンは、独立問題に関してさらに踏み込んだ討議をしてい

る⁵⁸⁾。ケソンは冒頭、米比両国間の通商においてアメリカ政府が関税政策を導入した場合、フィリピンが窮地に陥ると強い懸念を表明した。アメリカはフィリピン領有後の1909年にペイン・オルドリッヂ関税法 (Payne-Aldrich Tariff Act)⁵⁹⁾を制定し、両国間の貿易に関して相互に関税を免除していた。この結果、アメリカは、自らの国内市場を砂糖、ココナツ、マニラ麻などのフィリピン農産物に開放し、フィリピン経済の発展に寄与した。ところが、1920年代に入り、対フィリピン貿易における関税を求める動きがアメリカ議会に現れ、それがケソンの懸念材料となっていたのである。

ケソンは、アメリカが課税によってフィリピン輸出の市場を奪うつもりであれば、自分としては対米姿勢を改めざるを得ないとスティムソンに訴えた。スティムソンは、アメリカ政府は力強くでフィリピンを支配することはないし、そのようなやり方は1776年以来のアメリカ史の精神に反すると返答している。そして、フィリピンの独立を望むアメリカ企業が、アメリカ議会に働きかけている状況を説明しつつ関税政策の背景に言及した。

アメリカ議会がフィリピンの独立に伴うリスクを理解しないまま独立支持に動く状況を、スティムソンは非常に危険なものと判断していた。興味深いことに、ケソンも同様の危機感をフィリピン議会に抱いていたのである。彼は、フィリピンが自治領政府 (dominion government) の地位を獲得し、関税免除の継続が許容されるのであれば、30年間は独立派のアジェーテーションを抑えるとスティムソンに約束している。スティムソンは、さらにアメリカとフィリピンが、「尊敬すべき結婚 (honorable marriage)」のような良好な関係を永続させることが自分の願いだと述べている。ケソンはそれに答えて、自らの政党（国民党）に対し、フィリピンが責任ある政府を樹立できるようになるまで独立を延期し（その代わりに）関税には反対する立場を明確にするよう要請するとまで明言していた。

翌日の1月7日、同じ内容をオスメニヤ上院議員と協議し、ケソンと同様の返答を得た⁶⁰⁾スティムソンは、フィリピンの指導者たちが求めているのは「完全独立」ではなく「自治」であると理解した。つまり、彼らが望んでいるのは、議会や行政部でのフィリピン人の起用であって、外交や通商においてアメリカと対等な立場を望んでいるのではない、と。ケソンやオスメニヤのような知的リーダーでさえ、国際社会の競争の中で生き抜く力をまだフィリピンは持っていないと考えるのであれば、フィリピンには依然としてアメリカの支援と保護が必要なのだとスティムソンが判断したとしても不自然ではない。

フーヴァー政権下で国務長官を務めた15ヶ月間の中で、スティムソン長官は、議会でフィリピンの独立問題に関して3回証言をしている⁶¹⁾。最初の2回（1929年4月と同年10月）において、スティムソンの米比関係の維持（フィリピンの独立を延期し、関税を免除する）を主張する姿勢は好意的に受け止められた。しかし、大恐慌後、アメリカの砂糖業界や農民労働組合が、フィリピン農産物に対する輸入制限や関税措置を導入するためにフィリピンの独立を求めるようになった。そして、アメリカ国内の厳しい経済状況に対応せよとの圧力が議会に及び、1931年春に行われたスティムソン長官の最後の証言は失敗に終わった。アメリカ議会は、このあと1934年タイディングズ＝マクダフィ法 (Tydings-McDuffie Act：フィリピン独立法の通称名)⁶²⁾を成立させ、翌

35年、10年後の独立を前提とするコモンウェルス（独立準備政府）が発足したのである。

独立よりもアメリカの保護の下での自治をと主張し続けたスティムソンは、自国の企業や農家の利益を優先させ、フィリピンの独立へと政策を転換した議会や政府とは明らかに異なるスタンスをとった。独立への要求が成熟したものになったときは、その動きを妨げてはならないが、独立への準備が不完全な状況で独立を認めるのは明らかに宗主国の責任の放棄であるというスティムソンの植民地観は、大恐慌後のアメリカにおいては次第に受け入れられないものになっていったと考えられる。

「植民地が自立するまでは宗主国が守ってあげなければならない」というような父親的発想が、実は人種主義の裏返しだという解釈も可能であろう。スティムソンが、「19世紀末に最高度の教育を受けたアングロ＝サクソン系のピューリタン」⁶³⁾に特有の強いエリート意識を持っていたことは間違いない。また、「フィリピン人はまだ子ども」⁶⁴⁾、「(フィリピン人には) アングロ＝サクソン系のような財政・政治運営は無理」⁶⁵⁾というような発言は、典型的な白人優位主義の発想から生まれたものであろう。しかし同時に、スティムソンは、白人優位の差別意識には深い嫌悪感を抱いた人物でもあった。総督就任直後の1928年3月、現地の牧師らの表敬訪問を受けたスティムソンは、フィリピン人の上院議員が人種上の理由で教会への入会を拒否されたという話を持ち出し、彼らに「キリスト教の教会がそのようなやましい行動をとったとは信じたくない」とその真偽を厳しく問い合わせた⁶⁶⁾。また、人種差別的な発言のゆえにケソンらから疎まれたウッド前総督とは異なり、スティムソンも妻のメイベルもフィリピンに溶け込む努力を怠らなかった。メイベルはフィリピンの民族衣装で公式行事に臨み⁶⁷⁾、スティムソンは台風が来れば被災地をまわりながらフィリピン全土をくまなく視察した⁶⁸⁾。スティムソンのエリート主義は、他者を見下す差別意識ではなく、自己の立場に伴う義務感や使命感を強く自覚する姿勢を生んだのではないだろうか。

4) 離任

1929年1月末にフーヴァー政権の国務長官に指名されたスティムソンは、帰国までの1ヶ月ほどの間、総督としての最後の業務に追われた。『日記』はこの間の状況を詳述している⁶⁹⁾。

2月9日、フィリピン議会はスティムソン夫妻を招いてお別れの会を開く。

2月14日、フィリピン上院議員たちと最後の晩餐会を開く。

2月16日、ロハス下院議員らと小旅行に出かける。1928年の夏以降、政策をめぐって対立していたロハスとの関係を修復する機会をケソンが作ったのである。

2月21日、最後の評議会が開催される。

2月22日、ケソン、スティムソンのために自宅でレセプションとガーデンパーティーを開く。

2月23日、スティムソン、最後の数日でまとめた仕事（19項目）のリストを完成させる。

フィリピン議会が総督の送別会を開くのは前例のことであった。また、ケソン主催のパー

ティーやロハスらとの小旅行は、スティムソンがいかにフィリピン指導者との間に強い絆をもっていたかを物語る。

1929年3月3日、スティムソン夫妻がマニラを立つ日、港に1万ものフィリピン人が見送りにきたという。スティムソンが20年後に「人生最良のとき」⁷⁰⁾と回想した日々にピリオドが打たれた。

IV 結びにかえて

両大戦間期から第二次世界大戦にいたる激動の時代において、国務長官や陸軍長官といった立場から対外政策に関与したスティムソンは、現代につながるアメリカ政治・外交の基盤を形成した人物のひとりであったと言える。彼は長い公職生活の中で、国際関係を広く視野に入れながら、交渉の現場においては「率直・友好・対等」姿勢で相手側からの信頼と譲歩を勝ち取るという独特的の外交スタイルを身につけていった。そのスティムソン外交の基礎は、本稿で取り上げた1920年代の二つの経験を通して形成されたと思う。

1920年代におけるアメリカのニカラグアとフィリピンへの介入は、当然のことながら、その帝国主義政策の大枠の中で位置づけられる。パナマ運河とそれにつながる中米地域、ならびに東アジアにおける通商上および軍事的拠点の構築は、当時のアメリカ外交の第一義的な課題であった。スティムソンがこの課題を自身の外交観の前提に据えていたことは疑いようもない。従って、アメリカの安全保障や経済的な利益の確保が、スティムソン外交の具体的な目標となった。その意味では、スティムソンは20世紀前半期における典型的な帝国主義者であったとも言える。彼の特異性は、このような目標自体にあるのではなく、それを達成するための過程にあったと筆者は考える。この視点から、本稿では1920年代におけるスティムソン外交の特徴を検証した。

スティムソン外交の第一の特徴は、自国の安全保障なり経済利益なりを確保するための政策が極めて現実的な視点から立案されたという点である。すでに見たように、ニカラグア内戦を收拾するために、スティムソンがまず排除した選択肢は軍事介入であった。スティムソンは軍事力の行使自体を否定していたのではない。タフト政権下では、陸軍長官として陸軍の改革を断行し、実戦に備えた近代的な軍隊を作り上げた人物である⁷¹⁾。また彼が、第二次大戦中には核兵器という究極の大量破壊兵器の使用すら否定しなかったのは周知の通りである。スティムソンがニカラグアへの軍事介入に反対したのは、軍隊を派遣して一時的に内戦を鎮めても、米軍が撤退したら即座に内戦が再発する中米の状況を把握していたからである。つまり、軍事介入がアメリカに国益をもたらさないことを正確に認識したのである。そして、アメリカの安全保障や国益を確保するためには、安定した親米政権こそが不可欠であると判断すれば、保守派であろうが反保守派であろうが交渉相手を選ばないというのがスティムソン特使のスタンスであった。

フィリピン行政においては、独立ではなく自治を強化する立場をスティムソンは主張した。国内企業や農家の短期的な利益を代弁したアメリカ議会が、対フィリピン貿易に關税を導入するためにフィリピンの早期独立の支持へと立場を転換させると、スティムソンはこれを「宗主国の責任放棄」と強く批判した。これは「父親的温情主義」だけで説明できる発想ではない。スティム

ソンは、近視眼的な植民地外交を否定し、アメリカの教育制度と経済システムを導入したうえで政治・経済的に成熟したフィリピンを育て上げ、同国を将来の東アジア政策の要に据えることを意図していたと考えるべきである。西側陣営の盟主を自認したアメリカが、ドル資本と自由主義の理念を西欧諸国に浸透させ共産主義勢力の拡大に対抗しようとした冷戦初期の「マーシャル・プラン」⁷²⁾の原型とも思える戦略思考である。

スティムソン外交の第二の特徴は、現地の指導者層との強い協調姿勢であろう。ニカラグアにおけるモンカダならびにフィリピンにおけるケソンとの関係は代表例である。彼の実直で高潔な気質が育んだ現地の知識層との絆は、スティムソン・スタイルと呼ぶにふさわしい独特の外交を作り出した。現地の指導者たちが、大統領特使あるいは総督という立場にいたスティムソンと完全に対等であったわけではもちろんない。スティムソンが、軍事介入の可能性をちらつかせてニカラグアの自由主義勢力からの譲歩を引き出す場面や、総督の行政における絶対性をフィリピン評議会で明確にする状況も少なからず存在した。またスティムソンは、政治的に優位な立場を堅持しただけでなく、人種的な偏見からも完全には解放されていなかった。しかし、そのような限界があったにしてもなお、彼と現地エリート層との友好関係には「取り込み」とか「社交辞令」といった域を越えるものがあったと思う。

すでに述べたように、「信頼が信頼を生む」というのがニカラグア特使としてのスティムソンの口癖であった。ニカラグア特使として、スティムソンは親米派である保守党勢力に対しても、敵対的な自由党勢力に対しても全く変わらない姿勢を貫いた。そして公正な自由選挙の実施を呼びかけ、その結果を遵守することを両勢力に約束させた。公正な選挙の実施と選挙結果の遵守というのは、民主主義の基本中の基本であろう。しかし、この基本を現実の政治状況の中で完全に実施するのは、実は簡単なことではない。特に監督側に公正な姿勢が欠けていれば、選挙の存在価値は根底から崩れるであろう。それゆえ、スティムソンが「たとえ（1928年の）選挙結果がアメリカにとって望ましいものでなくとも、それを受け入れなければならない」ことを、事前にアメリカ大統領に認めさせたことは重要である。最も重要な原則を自ら遵守するという点で一步も譲歩しない特使であったからこそ、ニカラグアの両勢力からの信頼を勝ち得たのではないか。

フィリピンのケソンも、ニカラグアの指導者たちと同様の思いをスティムソン総督に寄せていたと考えられる。フィリピンにおいて指導的な役割を担ったケソンは、自国の政治・経済状況に対応して目まぐるしく変化する宗主国アメリカのフィリピン政策に翻弄された政治家である。すでに見たように、アメリカが1930年代初頭に踏み切ったフィリピン独立の承認は、ケソンを最も悩ませた宗主国の政策転換であった。この折に、国内事情を優先させたアメリカ政府の方針に強い異議を唱えたスティムソンの立場は、完全にケソンのそれと一致した。フィリピンの早期独立の妥当性を疑うスティムソンの立場は、前述のように長期的なアメリカの東アジア戦略の視点から理解すべきものであろう。しかし、スティムソンの「アメリカは自らの責任を放棄するな」という一貫した主張は、結果的に、ケソンの立場を擁護し、本国の方針を批判するものとなった。スティムソンのこの姿勢がいかにケソンからの信頼を得たかは、フィリピンの日本占領期において明確に確認できる。1942年5月、ワシントンに亡命政権を樹立したケソンとオスメニヤは、陸

軍長官となったスティムソンと再び協議を重ねた⁷³⁾。スティムソンを通してアメリカ議会にフィリピンの解放を訴えるためであった。

スティムソンという人物を観察するとき、臨機応変に対応する現実主義者と理念を貫徹する理想主義者の両面が、同一人物の中に統合されていることに気づかされる。ニカラグアにおいて、典型的な帝国主義政策を実践しながら、軍事介入を抑制し、公正な選挙を導入することで民主主義を啓蒙しようとした。総督として、フィリピンの植民地政策の最前線にいながら、真の独立の意味をケソンらと語り明かした。「理念」も「啓蒙」も支配する側の巧妙なカムフラージュであると言い切ることは簡単であるが、正確ではないと思う。スティムソンにとって、ニカラグアやフィリピンに自治と民主主義を根付かせることは、力量ある宗主国指導者が追求すべき理想である。同時に、宗主国と同質の理念や制度を持った植民地や保護国が、将来必ず戦略的拠点という形で現実的な利益を宗主国側にもたらすと考えた。スティムソンの中では、現実主義と理想主義が対立概念にはなっていないのである。利害が複雑に錯綜する国際関係の中で生き抜くために、多くの国が短期的で自本国位の政策に陥った帝国主義の時代にあって、長期的なビジョンを提示し続けたスティムソンは、現代においてもなお再検討に値する存在であろう。筆者がスティムソン研究を継続する理由の一つである。

最後に、一連のスティムソン研究において、筆者が常に念頭に置く疑問に触れておきたい。アメリカが超大国としての地位を確立していく20世紀前半期において、その主要な対外政策のほとんどすべてに関与したスティムソンが、自国の国益と安全保障を第一義的な外交目的に掲げた点に関しては理解しやすい。19世紀後半期に東部富裕層の家系に生まれ、典型的なエリート教育を受けたスティムソンが、アメリカの民主主義や諸制度に対して無条件に近い信頼を寄せていたことも想像に難くない。そして、強調しておかなければならないことは、スティムソンはそのような諸価値を守り通す姿勢を、自らに最も厳しく課す人物でもあったということである。そのようなスティムソンであったからこそ、なおのこと問わずにはいられなくなる。彼は、アメリカの国益や安全保障を確保するために、アメリカの政治理論や経済システムを他地域に移植することに疑問は抱かなかったのだろうか？「アメリカ化」を通じて影響力を及ぼそうとする姿勢が、結果的に強者の論理で問題解決を図る立場につながることを、深い知性と高度の倫理観の持ち主と評されたスティムソンでさえも認識できなかつたのであろうか？第二次大戦の終結直後に、核兵器の情報を公開してでもソ連と協調すべきだと提案して、トルーマン政権内のすべての閣僚を仰天させた⁷⁴⁾スティムソンであれば、このような問題提起の対象になり得るのではないか。今後の研究課題もある。

注

- 1) 本稿は、筆者による一連のスティムソン研究の一部である。すでに発表した主な研究は以下の通りである。
「原爆投下決定における『公式解釈』の形成とヘンリー・スティムソン」『人文・社会科学研究』第15集、文化女子大学、2007年、51-63ページ；「スティムソン文書——アメリカの初期核政策との関連で——」『人文・社会科学研究』第16集、文化女子大学、2008年、173-182ページ；「20世紀初頭におけるアメリカ

の政治・外交とヘンリー・スティムソン』『人文・社会科学研究』第17集、文化女子大学、2009年、19-37ページ。

- 2) 「米西戦争」という呼称は、アメリカの歴史家がつけた呼び方であり当事国キューバを無視したものであるという意見がラテンアメリカ研究者の間にはある。キューバでは、カストロ革命（1959年）以前からこの戦争を「米西キューバ戦争」と呼ばれているとのことである。加茂雄三「カリブ海地域」『ラテンアメリカ』（国際情勢ベーシックリシーズ9），第2版、自由国民社、2005年、160-164ページ。本稿では、わが国が教科書などで広く用いている「米西戦争」の呼称を使う。
- 3) 米西戦争後アメリカは、スペインから独立したキューバを5年間軍事占領し、アメリカの介入や海軍基地の建設などを規定した8項目をキューバ憲法の中に含めることを条件に、同国からの米軍の撤退に応じた。1901年3月にアメリカ議会が可決したこの8項目の要求はルートが起草したもので、1934年まで効力を持った。原文は、"The Platt Amendment," in *Treaties and Other International Agreement of the United States of America, 1776-1949*, vol.8, ed. C. I. Bevans (Washington, D. C.: United States Government Printing Office, 1971), pp.1116-17.
- 4) スティムソンとT. ローズヴェルトやルートとの関係に関しては、中沢、前掲論文「20世紀初頭におけるアメリカの政治・外交とヘンリー・スティムソン」，23-25ページを参照のこと。
- 5) Sean L. Malloy, *Atomic Tragedy: Henry L. Stimson and the Decision to Use the Bomb against Japan*, New York (Cornell University Press), 2008, p.21.
- 6) *Henry Lewis Stimson Diaries (microfilm edition)*, Manuscripts and Archives, Yale University Library, April 19, 1927. 以下, *Stimson Diary*と記す。
- 7) ニカラグア特使としてのスティムソンの活動に関しては、*Stimson Diary*, vol. 7, フィリピン総督時代のスティムソンに関しては、*Ibid.*, vol. 8 and 9.
- 8) 1878年生まれ。アメリカ統治時代のフィリピンにおける代表的な政治指導者。1899年、アギナルド (Emilio Aguinaldo) のフィリピン革命に参加。1907年、初のフィリピン国民議会（一院制）に当選。1909年から16年まで、ワシントンで駐米委員を務め、ジョーンズ法（後述）の成立に貢献。その後19年間二院制議会の上院議長を務める。1935年、初代コモンウェルス大統領に就任。日米戦勃発後は国外に退避し、1942年5月ワシントンでコモンウェルス亡命政府を樹立し、アメリカ議会にフィリピン解放を訴えた。1944年、ニューヨークで病死。石井米雄監修、鈴木静夫ほか編『フィリピンの事典』同朋舎、1992年、129-130ページ。
- 9) Henry L. Stimson and McGeorge Bundy, *On Active Service in Peace and War*, New York, 1948, p.116.
- 10) *Ibid.*, p.114.
- 11) 1945年9月11日、スティムソンはトルーマン大統領に「原爆の管理のための提案」という題目で書かれた覚書を提出し、唯一の核保有国としての優位を背景に冷戦外交を展開するトルーマン政権の姿勢に疑問を投げかけた。この覚書の中では、「私の長年の経験で言えば、相手を信頼できる人間にするには、まずこちらが相手を信頼しなければならない」というスティムソン外交観のエッセンスが表現されている。*Ibid.*, pp.642-646.
- 12) *Ibid.*
- 13) Malloy, *op.cit.* なお、筆者はマローイ本人より、彼の博士論文（未刊行）も入手。
- 14) David F. Schmitz, *Henry L. Stimson: The First Wise Man*, Wilmington, 2001.
- 15) Godfrey Hodgson, *The Colonel: The Life and Wars of Henry Stimson, 1867-1950*, New York, 1990.
- 16) "Telegram from the Secretary of State to the Minister in Nicaragua (Eberhardt)," April 4, 1927 in *Foreign Relations of the United States* (以下, *FRUS*と記す), 1927, III, pp.318-319.
- 17) ニカラグアの近現代史に関しては、以下の文献に依拠している。加茂ほか、前掲書；二村久則、牛田千鶴ほか『ラテンアメリカ現代史』第三巻『メキシコ・中米・カリブ海地域』山川出版社、2006年。
- 18) 加茂ほか、前掲書、114ページ。
- 19) *FRUS*, 1927, III, pp.285-286.
- 20) *Ibid.*, pp.286-287.
- 21) *Ibid.*, pp.310-311.

- 22) "Memorandum of a Conference with the President, the Secretary of State, Colonel Odds and Mr. Stimson," *Stimson Diary*, April 7, 1927.
- 23) *FRUS*, 1927, III, pp.323-325.
- 24) アメリカと中米5カ国が、クーデターや革命によって生まれた政権は承認しないことに合意して締結した条約。この条約の内容と成立背景に関しては、1927年のクーリッジ大統領の年頭教書が参考になる。*FRUS*, 1927, III, pp.288-298.
- 25) "Memorandum of Interview with Dr. Pasos, Minister for Foreign Affairs," *Stimson Diary*, April 18, 1927.
- 26) "Memorandum of Interview with Dr. Enoc Aguado, Liberal," *Stimson Diary*, April 18, 1927; "Memorandum of Interview with Group of Liberals," *Stimson Diary*, April 20, 1927.
- 27) *FRUS*, 1927, III, pp.326-327.
- 28) "Memorandum of Interview with Liberal Group," *Stimson Diary*, April 22, 1927.
- 29) *FRUS*, 1927, III, p.332.
- 30) *Ibid.*, pp.337-338.
- 31) *Ibid.*, pp.339-342.
- 32) 特に革命家サンディーノ (Augusto César Sandino) を指していると思われる。サンディーノに関しては後述する。
- 33) "Memorandum of Conversation with Three Sacasa Delegates," *Stimson Diary*, May 7, 1927.
- 34) *FRUS*, 1927, III, pp.347-349.
- 35) サンディーノの闘争を含むこの間の状況に関しては、二村、牛田ほか前掲書, 209-212ページ。
- 36) アメリカは、大恐慌後に発足したフランクリン・ローズヴェルト (Franklin D. Roosevelt) 民主党政権の下で経済復興に努めるとともに、中南米諸国に対してそれまでの直接干渉政策から経済関係の緊密化を図る政策に転換した。いわゆる「善隣外交」である。
- 37) ホジソンの歴史区分を参考にした。Hodgeson, *op.cit.*, 125.
- 38) 例えば、Malloy, *op.cit.*, p.26; Schmitz, *op.cit.*, p.61.
- 39) フィリピンの教育制度における「アメリカ化」は、徹底した英語教育の導入から始まった。1902年に公立中等学校制度が創設され、1903年にはアメリカへの国費留学制度が調えられた。1908年には官吏養成を目的とした国立フィリピン大学の設立が決まり、ここにフィリピンの公立学校制度が完成した。石井、前掲書, 108-111ページ。
- 40) よく知られているように、1917年11月の革命直後にロシア革命政府は、「平和に関する布告」を発表し、革命前のツァーリ政府が戦後の領土分割に関する密約を英仏などと結んでいたことを暴露した。そのため、ウィルソン大統領は連合国に戦争目的の修正を図る必要に迫られ、「14か条 (the Fourteen Points)」の講和条件を提案した。具体的には、「秘密外交の禁止」「東欧における民族自決」「国際機構の樹立」等を提示し、第一次世界大戦後の国際関係における連合国指導力の行使を宣言した。ウィルソン大統領の年頭教書という形で発表された「14か条」の全文は、Woodrow Wilson, "The Fourteen Points", Washington D.C., January 8, 1918, *The Public Papers of Woodrow Wilson (PPWW)*, vol.5, pp.155-162.
- 41) 前文で、安定した政府が樹立され次第、独立を認めると謳われている。同法は、将来の独立に備えて、立法機構をフィリピン化することを主な内容としている。詳しくは、石井、前掲書, 184ページ。
- 42) このあたりに関しては、中沢、前掲論文「20世紀初頭におけるアメリカの政治・外交とヘンリー・スティムソン」27-29ページを参照のこと。
- 43) ウッドは、アメリカ人が同席しなければフィリピン人とは面談しなかった。Schmitz, *op.cit.*, p.66. また、彼が数々の人種差別的な発言を繰り返したため、フィリピン人指導者からリコール要求が出されていた。Hodgeson, *op.cit.*, pp.131-132.
- 44) Stimson and Bundy, *op.cit.*, pp.127-128.
- 45) *Ibid.*, pp.123-127.
- 46) *Ibid.*, p.126.
- 47) *Ibid.*

- 48) *Ibid.*, p.127.
- 49) *Stimson Diary*, 1928年2月8日の日記に回想する形で記されている。
- 50) *Ibid.*, October 29, 1928.
- 51) Stimson and Bundy, *op.cit.*, pp.137-138.
- 52) *Ibid.*, pp.134-136.
- 53) スティムソンの党派を超えた行動はいくつかあるが、最も重要なものは、国際連盟加盟への支持表明（スティムソンが所属した共和党は反対）とフランクリン・ローズヴェルト民主党政権への入閣である。これらの事情に関しては、今後の研究で詳述する。
- 54) *Stimson Diary*, October 27, 1928.
- 55) Stimson and Bundy, *op.cit.*, pp.139-140.
- 56) *Stimson Diary*, March 2, 1928.
- 57) *Ibid.*
- 58) *Ibid.*, January 6, 1929.
- 59) 同法で設けられた砂糖やタバコといったフィリピン農産物の対米輸出の量的制限は、1913年の関税法で完全に撤廃された。この結果、1934年までは米比間において排他的自由貿易が継続した。石井、前掲書、317ページ。
- 60) *Stimson Diary*, January 7, 1929.
- 61) Stimson and Bundy, *op.cit.*, pp.148-149.
- 62) *Ibid.*, p.150.
- 63) スティムソンの人物像に関しては、中沢、前掲論文「20世紀初頭におけるアメリカの政治・外交とヘンリー・スティムソン」21-25ページを参照のこと。
- 64) Malloy, "The Spear Point of Western Civilization: Stimson and the Philippines," Dissertation (unpublished), p.108.
- 65) *Stimson Diary*, January 17, 1929.
- 66) Stimson and Bundy, *op.cit.*, p.138.
- 67) *Ibid.*
- 68) *Stimson Diary*, November 22, 1928.
- 69) *Ibid.*
- 70) Stimson and Bundy, *op.cit.*, p.143.
- 71) スティムソンが断行した陸軍改革に関しては、中沢、前掲論文「20世紀初頭におけるアメリカの政治・外交とヘンリー・スティムソン」27-29ページを参照のこと。
- 72) 1947年6月、マーシャル(George Marshall)国務長官が発表した「歐州復興計画」の通称名。戦争で疲弊したヨーロッパ諸国に対する経済援助の形をとったが、受入国(西側)と非受入国(東側)を分断する結果を招き、冷戦を深化させた。また同計画は、増大するアメリカ製品の輸出市場を西ヨーロッパに形成する目的も持った。マーシャル長官の演説の全文は、Department of State, *Bulletin*, XVI, June 5, 1947, pp.1159-60.
- 73) Stimson and Bundy, *op.cit.*, p.151.
- 74) 注11)で言及したスティムソンのトルーマンへの覚書(1945年9月11日付)は、スティムソンの退任の日(同年9月21日、スティムソンの78歳の誕生日)に特別に開催された閣議において提示された。*Ibid.*, p.646.